第3回 地方公共団体の機関

- . 議会
- 1.必置機関

憲法 93 条 1 項と自治法 89 条の関係 町村総会という制度の存在 (94 条)

- 2. 選挙関係
- (1)選挙権・被選挙権等
- (2)電子投票 Cf. 可児ショック・最決平成 17 年 7 月 8 日判例地方自治 276 号 35 頁
- (3)特例選挙区 Cf. 最判平成 12 年 4 月 21 日 (自治百選 54 事件)
- 3. 権限
- (1)議決権
- (a)必要的議決事項 (96条1項)

立法事項のほか、重要な行政上の意思決定も行う。

議会の議決を経ないでなされた行為は無効とするのが判例の大勢。

(b)予算

増額修正が可能であるが、長の予算提出権を侵すことはできない(97条2項)。 減額修正については明文の規定はないが当然に可能との解釈

- (c) その他の法令による議会の権限
- (d)条例による議決事項の追加(96条2項) 行政計画の策定・改廃を議決事項とする条例の増加
- (e)法的効果のない決議・・・政治的効果のみ
- (2)検査権・監査請求権
- (a)1991 年自治法改正 機関委任事務の対象化
- (b)1999 年地方分権改革 機関委任事務の廃止、法定受託事務は引き続き対象外
- (3)調査権
- (a)100 条調査権
- (b)参考人制度 1991 年自治法改正
- (4)不信任決議 Cf. 田中前長野県知事の選択
- 4.本会議
- (1)会議の種類・回数・・・定例会と臨時会
- (2)本会議中心主義
- (3)議会の解散・・・ 不信任決議 住民による解散請求 自主解散

- 5. 議会事務局 ? 専門的能力の育成強化、執行機関からの独立性の確保
- 6.議会の運営
- (1)情報公開
- (2)環境整備 女性や勤労者の立候補のために
 - . 執行機関
- 1.執行機関概念
- (1)行政官庁法理
- (2)事務配分的機関概念
- 2. 多元主義と一体性の原則
- (1)執行機関の多元性
- (2)総合行政
- 3 . 長
- (1)地位・・・多選の弊害の問題
- (2)権限
- (a)議案提出権
- (b)権限の委任
- (3)首長部局・・・内部組織の自主編制権
- (4)補助機関 ? 新制度 = 副市町村長 + 会計管理者
- (5)議会との関係・・・再議請求権、再議に付する義務
 - . 委員会および委員
- 1. 意義
- 2.必置機関
- 3.執行機関法定主義
- 4.長との関係
- 5.委員の選任方法
- 6.委員会の組織
- 7. 監査委員および外部監査